長 第 04190001 号
令和４年 7 月 21 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
（公印省略）

退院患者の介護施設における適切な受入れ等について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスについて、本県においても感染が急拡大し、7 月 21 日には新規感染者が過去最多の 1,384 人となり、高齢者施設等でのクラスターも連日発生しています。

こうした中、退院基準に適合し退院可能と判断されたにも関わらず患者の再入所等を拒否する事例も発生しています。退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しません。

退院基準を満たした患者が高齢者施設等に再入所等される場合等の取扱いについては、下記厚生労働省通知等で示されているところですので、各施設等におかれては、引き続き、適切な対応をされますよう、改めてよろしくお願いいたします。

記

〇退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について（R4.6.7 付け事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000948038.pdf

〇退院患者の介護施設における適切な受入等について（R3.3.5 付け事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000749806.pdf

〇県長寿社会課 介護サービス指導室
TEL：073-441-2527（直通）